

「ビジネス実務法務検定試験3級・2級試験」の概要と試験対策

1. 試験の概要

○試験日	第37回：7月5日（日）（申込登録期間：4月21日（火）～5月22日（金）） 第38回：12月6日（日）（申込登録期間：9月24日（木）～10月23日（金））
○試験時間	3級：午前10：00～12：00 2級：午後13：30～15：30
○合格基準	100点満点で、70点以上が合格
○受験資格	学歴・年齢・性別・国籍による制限なし。2級からの受験や、3・2級を同日に受験することも可能。
○合格率	3級 第35回：67.6% 第36回：68% 2級 第35回：43.5% 第36回：31.8%

2. レベル・受験対象と出題形式/配点

	3 級	2 級
レベル	ビジネスパーソンとしての業務上理解しておくべき基礎的法律知識を有し、問題点の発見ができる。 （ビジネスパーソンとして最低限知っているべき法律実務基礎知識を想定）	企業活動の実務経験があり、弁護士などの外部専門家への相談といった一定の対応ができるなど、質的・量的に法律実務知識を有している。（知識レベルとしてのアッパーレベルを想定）
受験対象	社会人全般および学生	社会人全般および学生 （特に管理職（候補）の方におすすめ）
出題形式 配点	1. 問題1・4・8 ⇒正誤判断型 1点×10×3=30点 2. 問題2・5・7・9 ⇒空欄補充型（2-1と2-2のように2問ずつ出題）下に語群が示され、その中から選択して補充。 1点×5×2×4=40点 3. 問題3・6・10 ⇒四択択一型 それぞれ5問ずつあり、これだけが1問2点となっている。 2点×5×3=30点 （30+40+30=100点） ※解答方式は、マークシート	大問が10問で各大問につき、1-1、1-2、1-3、1-4というように4つの問題があり、それぞれが五肢択一式。4×10で合計40問。 但し、純粹の五肢択一形式の他に、「適切または不適切な選択肢の組合せを選ぶ形式の問題」も半数ほどある。この形式は純粹の五肢択一形式より解答しやすく、正答率も上がる。なお、2級は3級と比べると、事例形式が増え、問題の長文化という特徴をもつ。 配点は、2点問題が20問、3点問題が20問で合計100点。 ※解答方式は、マークシート

3. 出題傾向と対策

(1) 3級について

出題分野については、法律の基礎知識及び民法の分野から5割弱(テキスト第1編～5編、10編)、それに商法・会社法・手形小切手法(第6編)からの出題2割弱を加えますと、この2分野で約7割弱が出題されます。これらの他に大きな出題分野としては、第8編第1章の第1節独占禁止法(5点前後)、第6節知的財産権の保護(特許権・実用新案権・商標権・意匠権・著作権・営業秘密)(8点前後)、第9編労働基準法・労働組合法・男女雇用機会均等法・労働者派遣事業法(7点前後)の3分野があげられます。その他配点はそれほど高くはありませんが、頻出の分野としては、第8編第1章の消費者保護法・割賦販売法・特定商取引法(第2節～4節)の2点～7点、個人情報保護法(第7節)から1～2点、第8編第2章ビジネスと犯罪から1～2点、第7編強制執行等と債務者の倒産から2～5点という具合です。

対策としては、約7割を占める民法・商法・会社法等の分野につき、頻出事項をしっかりと理解しかつ記憶することです。その他の分野も、知的財産法・独占禁止法・労働基準法を中心に頻出事項を押えることが肝要です。また、3級で問われるのは、基本的な法律用語の知識と制度や概念の分類ですから、基礎知識を広く浅く、そして①分類(分ける)②比較(比べる)③体系(つなげる)という3つの観点から、整理し記憶に努めることが大切です。

(2) 2級について

過去問の出題分野を通して、その傾向を分析すると、次のように要約できます。

まず、最多出題分野は商法・会社法と民法です。会社法からは、株式会社の設立のほか、株主総会・取締役・監査役など会社の機関に関する出題、自己株式・株式譲渡制限・募集株式の発行など株式に関する出題、剰余金の配当や企業結合(合併や会社分割等)などに関する出題など、毎回約合計8問は出題されます。商法分野からは、商事売買、仲立人・代理商、倉庫寄託契約等の分野から、1問程度出題される傾向にあります。

民法の分野からは、圧倒的に担保に関する出題が多くなります。物的担保である抵当権を中心にその他の担保物権も総合的に問われる傾向にある。また3級と異なり、根抵当権・共同抵当・譲渡担保なども突っ込んだ形で出題されます。人的担保として保証・連帯保証からもほぼ1問出題されます。その他、契約責任のほか、不法行為責任に関して総合的に問われ、毎回2問程度出題されています。さらに請負契約・特定物売買・債権譲渡は頻出であり、賃貸借契約についても出題されることがありますから、基本的なことは押さえましょう。

次に出題の多い、特許権・著作権・商標権等知的財産権の分野からは、およそ3問出題され、また倒産処理に関する、会社更生法・民事再生法・破産法等からは毎回2問の出題があります。経済法の分野からは、独占禁止法は毎回1問、割賦販売法、金融商品販売法は交互に1問出題される傾向にあり、不正競争防止法、消費者契約法、食品(製品)の安全に関する法律なども頻出傾向にあります。

さらに、民事紛争に関連して、民事訴訟法からは、毎回1～2問、少額訴訟は1回おき位に出題され、強制執行に関する出題も毎回1～2問あります。これは民事保全法や民事執行法からの出題です。

その他の分野で、ほぼ毎回1問出題される傾向にあるものとして、個人情報保護法、仲裁も含めた国際取引、下請法（下請代金支払遅延等防止法）、労働法（労災や就業規則等）などです。そして損害賠償請求に関する総合問題もほぼ毎回出題され、その際に製造物責任法の知識も問われる傾向にあります。また、2回に1回くらいの頻度で出題される傾向にあるものとしては、電子商取引、判決以外の紛争解決法、債権回収などが挙げられます。

なお、国際取引に関連して、2級では、アメリカ法や中国法についての知識が問われることもあります。その他出題されることのある法律には、行政手続法や公益通報者保護法などもあります。

以上の傾向を踏まえますと、出題数において全体の約2割を占める会社法・商法をしっかり学習することは勿論として、3級ではあまり深く勉強していない民事訴訟法や民事執行法について十分準備が必要です。頻出の知的財産権や倒産処理の問題も、3級の理解を踏まえてさらに基礎知識を正確に積み上げておく必要があります。会社法と並び全体の約2割を占める民法の分野は、不法行為、担保物権、請負契約、保証・連帯保証の分野を中心にしっかりマスターしましょう。毎回のように出題される個人情報保護法や下請法、労災の問題も過去問を演習しつつ、ポイントを押さえた学習が望まれます。

3級の試験では、試験時間が余る方が大半ですが、2級では解答に相当の時間がかかります。難易度もあがり、試験問題のボリュームも増えますから、それなりの準備が必要です。

4. 授業とテキスト

（1）授業の進め方と予習復習について

毎回3回（1回につき約50分）に分けて学習していきます。そして3級、2級とも、各講義日終了後にミニテストを配布します。復習用のこのテストは自己採点になりますが、前回の学習範囲の理解度チェックに使用します。また講義日程の前半、後半が終了したところで、基礎答練を2回実施します。さらに2回目の基礎答練終了後、3級では予想答練を1回、2級では2回実施します。これらのテストや答練を通して、問題を解く実戦力を養い、自己の弱点の補強をしていただきます。授業では、最重要の分野はA、次に重要な分野はB、たまに問われる程度の知識はCと言う具合にメリハリをつけていきます。適宜マーカーペンやボールペンでテキストにマークや書き込みをして、テキストをサブノート化しましょう。

3級・2級ともに予習にはあまり時間をかけなくて結構です（テキストの学習項目に目を通す程度でいいです）。ただし2級の方は、3級では学習していない未知の分野についてはテキストを一読しましょう。そして授業を受けた後は、復習に時間をかけてください。その際に過去問チャレンジにすべて目を通し、A、Bランクの知識のチェックもしましょう。

（2）テキストについて

TACのテキストは、豊富な図表が盛り込まれ、理解と記憶の定着に役立つ工夫がなされています。また、過去の本試験から抜粋した「過去問チャレンジ」が数多く掲載されており、これを授業の復習時に活用していただくことで十分な知識の定着を図ることができます。

5. 法律の学び方（「はじめの一步」）

（１）特有の対（つい）をなす言葉（対義語等）になれる

- ・無効と取消 ・善意と悪意 ・条件と期限 ・故意と過失
- ・債権と物権 ・強行規定と任意規定 ・法定代理と任意代理 等々

※用語は日常用語と異なる意味に使用されることがある点にも注意すること

（２）原則・例外思考になれる

例えば、重要な点につき勘違いによって物を売ると、原則として錯誤（さくご）で無効となります。しかし、表意者に重大な過失（うっかり）があると、無効主張はできません（例外）。

試験では、原則または例外を質問してきます。ですから、「原則と例外についての知識」を正確に理解し、覚えておく必要があります。

（３）分類（分ける）と比較（比べる）、そして体系（つなげる）が学習の基本

①「分類」について

法律上の責任は、①民事責任、②刑事責任、③行政責任に分かれます。また、民法の基本原則は、①私的自治の原則、②過失責任の原則、③所有権絶対の原則に分類できます。このように3つに分類できるもののほかに、例えば、無効と取消、債権と物権、任意代理と法定代理というように、用語や制度は2つに分かれるものが数多く出てきます。法律の学習は「2つと3つの整理学」という側面をもっているといえます。なお、2つに分類される場合の最も重要な事項は原則と例外です。

②「比較」について

無効と取消はいずれも、法律上の効力を否定する技術的な用語ですが、どのように違うのでしょうか。無効は初めから効力が全く生じない場合であるのに対して、取消は、いったんは有効にしておいて、取消というアクションをおこすと、契約時に遡って効力がなくなる場合です。民法上、錯誤は無効ですが、詐欺は取消という具合に使い分けされます。また取消権には時効消滅がありますが、無効は時効で消滅することはありません。

③「体系」について

体系的な思考は、理解と記憶の定着に役立ちます。例えば、①民事責任、②刑事責任、③行政責任の3つの法律上の責任に対応して、3つの訴訟制度、①民事訴訟、②刑事訴訟、③行政訴訟が用意されています。また、交通事故等で人に損害を与えると、不法行為責任（損害賠償義務）を負うこととなりますが、その要件として、加害者に故意又は過失が必要とされます。これは、民法の基本原則である過失責任の原則の現れにほかなりません。

以上のような「分類」「比較」「体系」の3つを意識して学習することで、法律を早く、深く、広く理解することができ、その結果、効率的な試験勉強が可能となるだけでなく、日常生活や様々なビジネスシーンで法律知識を十分に活用できるようになります。